

中町三丁目中央集会所利用のご案内

- 1、当集会所を使用する時は、別紙「使用申込書」を管理責任者に提出をする。
- 2、使用するにあたり次のような場合は使用できません。
 - ①、宗教団体の場合
 - ②、選挙演説会
 - ③、公安または風俗を害する恐れのある場合
 - ④、その他管理責任者が不相当と認めた会合
- 3、町内会及び団地居住者及び近隣住民が葬祭等で使用する場合、または公共機関が公共の目的での使用を優先とし、既に承認したものを取り消す場合もあります。
- 4、集会所の使用にあたっては、使用に伴う光熱費及び施設維持費に充てるため、その実費を使用区分に従い負担していただきます。また施設及び付属設備、器具等を損傷した時は実費弁償していただきます。
- 5、集会所使用時間帯は、次の区分によります。
 - ①、午前 …… 8:00～12:00まで
 - ②、午後 …… 13:00～17:00まで
 - ③、夜間 …… 18:00～21:00まで
 ＊使用時間は、厳守してください。
- 6、使用上の心得
 - ①、高声、騒音を発する等、付近の住居者に迷惑をかけるような事をしない。
 - ②、茶器は使用できますが、お茶は使用者が用意する。
 - ③、茶器、灰皿等使用した場合は、使用後洗って元の位置に格納する。
 - ④、飲食物の空容器、空缶、空瓶及びゴミ等は片付けた後、使用者が持ち帰る。
 - ⑤、使用責任者は、使用終了後直ちに清掃をし、座卓、座布団等を元の位置に戻し、火の始末戸締りを確認のうえ管理責任者に別添の「使用済報告書」を提出する。
 - ⑥、本集会所は、地域、近隣の多くの方が利用する公共の施設です。
誰もが気持ちよく使用できるよう心がけてください。

別表

使用料一覧表

令和2年1月11日

使用時間区分		午 前	午 後	夜 間
談話室	町内会・自治会関係	500円	500円	700円
	一 般	700円	700円	1,000円
集会室	町内会・自治会関係	700円	700円	1,000円
	一 般	1,300円	1,300円	1,500円
葬祭料(一日あたり)		会 員 15,000円		
		会員以外 25,000円		
暖房費(ガスストーブ)	集会室	各室1回 300円		
11月から3月まで	談話室			
冷房費(エアコン)	集会室	1時間当たり100円(コイン投入制)		
6月から9月まで	談話室			
機器使用料 (中町三丁目町内会所有品)				
映像機器一式	500円(終日)但し町内会及び下部組織は無料			
カラオケ機器一式	500円(終日)但し町内会及び下部組織は無料			